

東村山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

令和元年 8 月 29 日提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

東村山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東村山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例（平成 26 年東村山市条例第 32 号）の一部を別紙のとおり改正す
ることに議決を得たい。

説明 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部
を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第 8 号）の公布に伴い、本案を提出
するものである。

東村山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東村山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例(平成26年東村山市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第3条中「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」
を「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支
援施設等の運営に関する基準」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

東村山市特定教育・保育施設及び特定地域型
保育事業の運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

(運営基準)

第3条 運営基準は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の定めるところによる。

旧 条 例

(運営基準)

第3条 運営基準は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の定めるところによる。